

○議長（小林哲雄）

再開いたします。

午後 1 時 3 0 分

○議長（小林哲雄）

午後の審議に先立ちまして、午前中の教育総務課長の答弁について、発言の訂正がありますので、それを行います。

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

午前中に可決いただきました開成町のびのび子育てルーム事業実施条例の関係の中で、山田議員さんからご質問があった中で、ご回答した地方自治法第 228 条に基づくというような発言をしてしまったんですけれども、条例の第 5 条にありますとおり、地方自治法第 224 条の規定に基づき行っておりますので、条例どおりでございますので、大変失礼をいたしました。

○議長（小林哲雄）

日程第 4 議案第 45 号 開成町企業の立地促進等に関する条例を制定することについてを議題にします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、開成町南部地区の工業専用地域を中心に、新たに町外から本町に立地を行う企業や既に町内で操業している企業が事業拡大を図る目的で、事業所を移設等する場合に奨励措置を講じて、町民の雇用機会の創出により、町民生活の向上に寄与することを目的として、開成町企業の立地促進等に関する条例の制定を提案いたします。お願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（池谷勝則）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第 45 号 開成町企業の立地促進等に関する条例を制定することについて。

開成町企業の立地促進等に関する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 25 年 9 月 4 日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、条文を読み上げる前に、今回の条文の概要について説明をさせていただきます。本条例は、町内全域の工業用用途の指定されている区域を対象として、優遇措置を設け、企業の新規、新設、または増設を行うことで、町民の雇用機会の創設、町民生活の向上に寄与することを目的に制定するものです。

本条例の対象期間といたしましては、平成 26 年 1 月 1 日から平成 31 年 3 月 31

日までと定めております。

優遇措置の内容といたしましては、3年間の固定資産税額を2分の1とすること。特に南部地域の工業専用地域においては、特定する3業種について固定資産税を、当初、3年間を免除とし、その後、2年間を2分の1とするものでございます。

それでは、条文の説明をさせていただきます。条文につきましては、大分長いので、内部の概要について、説明をさせていただきます。

開成町企業の立地促進等に関する条例。

(目的)、第1条につきましては、目的について定めてございます。条例の目的は、南部地区を中心といたしました工業専用地域を初めとする地域に企業を誘致し、町の産業の活性化を図るとともに、町民の雇用機会を拡大し、ひいては町経済の発展と町民生活の安定を図ることを目的としております。

第2条では、定義を定めております。

第1号では、企業の位置付けをしています。

第2号では、立地について定めております。立地につきましては、企業が町内の固定資産税を取得、または賃借し、規則で定める事業所の新設、事業の拡大のために行う移設、増設を指しております。

第3号では、奨励措置について定めております。

第4号では、対象とする地域を定めております。対象地域は町内の準工業地域、工業地域、工業専用地域を定めております。

第5号では、投下資本額を定めております。

第6号では、中小企業の位置付けを定めております。

続きまして、第3条になりますが、第3条では、奨励措置を受けるための要件を定めております。

第1号では、投下資本額を定めております。

第2号では、税等について滞納をしていないことを定めております。

第3号では、法令違反や信用を損なう行為をしていないことを定めております。

第4条では、固定資産税の不均一課税について定めております。要件を満たす企業が立地した場合につきまして、3年分を条例による100分の1.4%ではなく、100分の0.7%に税率の軽減を行うこととしております。ただし、南部地区の工業専用地域では、特に次に掲げる3業種について限定し、奨励措置の内容を充実することとしております。その優遇内容につきましては、当初の3年分の課税を免除し、5年分になる2年間は、税率を100分の0.7に軽減を行うこととしております。

特に定める3業種につきましては、第1号において、製造業としております。

第2号では、情報通信業としております。

第3号では、学術・開発研究機構としております。

続きまして、第2項では、奨励措置の回数を定めております。一事業所1回としております。

第5条では、奨励措置の適用申請について定めております。

その第2項では、奨励措置を適用する場合の条件を付することができることを規定しております。

続きまして、第6条になります。第6条につきましては、奨励措置の適否の決定について定めてございます。適用の可否について、申請者に通知することとしております。

第7条では、変更等の届け出について定めてございます。申請内容に変更が生じた場合は、様式により変更届を出すことになっております。

第8条では、奨励措置の適用の決定の取り消し等について定めてございます。

第1号では、奨励措置を受ける要件に適合しなくなった場合。

第2号では、申請時に付した条件に違反したとき。

第3号では、条例規則に違反したとき。

第4号では、虚偽や不正な行為があったとき。

第5号では、法令違反が、社会の信用を損なう行為をしたときを定めてございます。

第2項では、決定を取り消し場合の措置について定めております。免除等されていた固定資産税の免除とさせていた固定資産税の納付をさせることができることとしております。

続きまして、第9条になります。第9条では、奨励措置の適用の承認について定めてございます。

その第2項では、承認を受けた場合の手続について定めているものです。

第10条では、報告等について定めてございます。奨励措置の適用を受けた企業に対して必要な報告書の提出、または調査ができることを定めてございます。

第11条では委任について定めています。必要なものは、規則で定めることとしております。この規則につきましては、本日、参考資料ということで、規則案を配付させていただいておりますので、一緒に参考にしていただければと思います。

附則、（施行期日）、1項、この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）、2項、この条例は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に決定された立地に対する奨励措置の適用については、同条例は同日後もなおその効力を有する。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

菊川敬人議員。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。今回の条例は、立地の促進ということであります。目的の中に雇用創出というのはあるのですが、町として、この条例を制定することにおいて、どういうメリットが町側にあるのか。まず、これを一つ伺いたいということと。

それから、第3条の3項に、社会的な信用を著しく損なう行為とあるのですが、これは今、話題になっておりますブラック企業とか、そういうところも関係してくるの

でしょうか。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

最初のご質問の町のメリットでございますけれども、町内、工業区域等がございます。また、特に現在開発を、整備進めております南部地域の工業地域等に早期に、いわゆる企業を誘致することによりまして、雇用の場を創出することと、町の税収の安定化を図るということが非常に大きなメリットとしてあるということでございます。

第2点の、重大な法令違反、または社会的な信用を著しく損なう行為といたしますのは、これは社会通念上、受任できる範囲を超えるような、主には刑事罰則に当たってくるような行為と、そういったものを想定しております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

こういう形で減免することによって融資すること、いろいろなところで実施されておるんですが、私が見た記憶の中でお伺いしますが、ある記事で減免することによって、企業が来てくれるということを考えたが、意外と実際やってみて、大してメリットがなかったというような記事を前に読んだことがあるんですが、その辺のところの危機感というのはお持ちでしょうか。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

ご指摘のとおり、こういう条例を制定したからといって、安穩として受け身で待っておったら、当然、企業は来てくれないと考えております。当然のことながら、この条例を可決していただいた後には、町を挙げてさまざまな形での企業誘致のためのセールスはしていきたいと思います。

南部を中心とした、いわゆる立地条件として、本町の工業区域は非常に恵まれていると私は思っておりますので、そういったお話をさまざまな方面からつなぐことによって、早期に企業を誘致していきたいというふうに考えております。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

こういう形で条例を制定して、減免等を図っていくということの周知、企業に対しては、どういう形で周知をしていられるのでしょうか。

○議長（小林哲雄）

産業振興課長。

○産業振興課長（池谷勝則）

まず、減免につきましては、町のPRといたしまして、各町内の企業には周知はいたします。それ以外に、神奈川県に起業促進協議会というのがございまして、そちらを通した中で、加盟されている企業への周知、または神奈川県のPRを使っのPRを進めていきたいと、このように考えております。

○議長（小林哲雄）

佐々木昇議員。

○9番（佐々木 昇）

9番、佐々木昇です。第6条のところで、町長は申請があったときは、その内容を審査しとありますけれども、この審査はどのような形で審査されるのか、お伺いいたします。

○議長（小林哲雄）

産業振興課長。

○産業振興課長（池谷勝則）

審査につきましては、こちらの条文の中にも位置付けております条件を満たしているかどうか。例えば、投資額、またはその内容が適しているかどうかを確認させていただきます。また、不適当となっております、例えば納税の滞納があるのかどうか。そういうところも含めた中での審査をさせていただいて決定をしていきたいと、このように考えております。

○議長（小林哲雄）

佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

特別に審査機関とか、そういうものは設けたりするのでしょうか、お伺いします。

○議長（小林哲雄）

産業振興課長。

○産業振興課長（池谷勝則）

特にこちらの内容では、第三者機関、または町内で特別な審査機関を設けるということは考えておりません。申請していただいたものが適しているかどうかの確認をさせていただく考えを持っております。

○議長（小林哲雄）

高橋久志議員。

○2番（高橋久志）

2番議員、高橋久志です。提案理由等兼ね合いまして、質問させていただきたいと思います。

今回の企業の立地促進等に係る条例の関係では、理由にも書いてありますように、開成町南部地区の工業専用地域を中心に企業誘致を図ると。便宜を図ると、こういうことだというふうには、私は理解をしております。

そこで南部地区の区画整理事業については、工業用地2ヘクタールがあると。これ

らに向けて、企業をどうやって誘致するか。大きな課題であるということは承知をしておるところです。

前に聞いた状況の中では、工業用地 2 ヘクタールについては、小田急グループ等も含めながら、企業誘致については、いい方向の形で進んでいるような、私もそう受けとめたかもしれないわけですが、そういう話も耳にしているところです。

そこで改めて固定資産税減免等の誘致をしなきゃ、こういった南部地区の工業用地の企業が支出できないと、こういうことが背景にあるのか。この辺の状況について、説明をもらいたい。これが 1 点。

それから、2 点目は、今回の条例改定については、金額が明示されておりますけれども、金額じゃなくて、面積等がいろいろかわってくるのではないかなというふうに思いますけれども、面積に係る規定をしなかった。金額に限定した形はどうなのかということがございますので、その辺の回答をいただきたい。

それとあわせてもう一つは、第 5 条の関係、優遇措置の内容で、減免、あるいは工業専用地域については、南部地区土地区画整理事業内の立地で、当初 3 年間は免除すると。それ以降、4 年から 5 年目については、2 分の 1 に減免、1 0 0 分の 1 . 4 を 1 0 0 分の 0 . 7 にすると。もう一つ上、町内の準工業、こういった関係と区別した形で、減免の期間、内容を変更せざるを得ない背景について、聞かせてください。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

まず、1 点目の背景でございますけれども、ご存じのとおり、南部地区につきましては、地権者さんの小田急電鉄さんというところもございますので、当然のことながら、小田急電鉄さんにおいても、かなり積極的にそういった企業誘致に関しての情報等はとっていらっしゃるというふうに聞いております。

ただ、具体的にその関係で、どこが既に決まっているとか、そういった情報は一切ございません。

したがって、私どものほうで、固定資産税をある程度減免することが条件であれば、どこどこの企業さんがくるといったようなお話が裏であるとか、そういったことは一切ございません。

逆に、近隣、小田原市ですとか、あるいは南足柄市さんですとか、山北町さん、既にこういった条例をお持ちのところでは、既にそういった固定資産税の減免措置等を規定しておりますので、そういった中でも、それなりの競争力を持つという意味でも、今回はこういった規定が必要というふうに考えております。

また、面積を規定しなかったということにつきましては、これはあくまでも企業誘致、投資額が大きい要素になります。というのは、固定資産税は当然、土地だけでなく、家屋、中身の償却資産、そういったものが固定資産税の要素になってまいりますので、そういったものを全て含めた中での投資額に対して、どの程度減免をするという規定の仕方が通例であり、妥当であるというふうに解釈をしたものでございます。

それと減免の率合いでございますね。いわゆる開成町の南部地域以外のところに企業を誘致した場合と、南部地区に企業を誘致した場合ということでございますけれども、南部地区については、特に業種も限定しておりますし、南部地区の土地区画整理事業を早期に完結させていくという意味合いにおいても、特にここは重点的に優良な企業を誘致したいというような考え方もございまして、その部分を段階的に考えているというところでございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

それで一応確認しておきたいんですけれども、町内の準工業地域、工業地域及び工業専用区域、これは3年間2分の1減免、100分の1.4、100から100分の0.7。それと先ほどお話しいたしました南部地区の関係については、当初3年間の減免。今、開成町における準工業地域の面積、あるいは工業用地、これから南部地区の区画整理に係る面積、どのぐらい、今現在、この誘致に係る面積を持っているのか、教えていただきたいのが一つ。

それから2点目は、減免ということは、町にとって、企業が来たとしても、税収増にはならない、少なくなると、これは条例から察するわけですが、その辺、減免して税収が減ることと、あるいは今までどおりの誘致活動をした形の中で、税収を見込んでいくと。行政側としては選択をしたというふうに私は理解しておりますけれども、その辺がこれらの税制をすることによって、そのとおりにやったとして、概算で結構ですが、どのぐらいの町の収入源になってくるのか。わかるようでしたら、教えていただきたい。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

まず、1点目の開成町における工業専用地域ですが、工業専用地域、既にもう入っております富士フィルム等入れて6.7ヘクタールも含んだ形で31.8ヘクタールになりますけれども、ただ、それが全て可能ということではなくて、既に企業が操業されているところもございます。ですから、いわゆる現在の段階で、すぐにでも企業の誘致が可能な面積ということになりますと、その辺の詳細につきましては、担当の課長から説明させます。

○議長（小林哲雄）

産業振興課長。

○産業振興課長（池谷勝則）

それでは、ご質問がありました、町内の準工業地域、工業地域、工業専用地域の面積でございますが、今現在、準工業地域につきましては9ヘクタール。工業地域が19ヘクタール、工業専用地域が15ヘクタールということになっております。

それともう一つ、税制の関係でございますが、仮に今現在、南部以外のところに企業がこの条例に基づいて入ったとすることを仮定させていただいた場合、固定資産税だけではございますが、5年間で仮に5, 215万円の収入があると考えれば、この適用で2分の1減になるということで、2, 235万円程度が減収になるのかなと、これはあくまでも固定資産税だけの話でございますので、これ以外のものでプラスマイナスされてくるのかなと、このように考えております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

わかりました。先ほどの質問と兼ね合ってきますけれども、特に今回の条例制定としては、南部地区区画整理事業を開成町のメイン的な開発事業としてやっているということはわかります。

この減免関係の条例を制定しないと、より企業の誘致活動は困難だと私は受けとめるんですけれども、今の経済情勢を含めてそう甘くはないと、私は受けとめているんですね。減免したから、果たして優良企業と言える企業が来ていただけるのか。そういったところは相当論議された経過があると思うんですけれども、その辺を含めて所見をお聞かせください。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

おっしゃるとおり、減免規定をつくったから、すぐに優良な企業さんに来ていただけるということは必ずしも確約されているわけではございません。それは認識しているとおりでございます。

ただ、やはり実態として、問い合わせ等いただく中でも、開成町としてそういった制度はお持ちになっていらっしゃるのかどうかということは必ず聞かれるといった部分もございますし、近隣の中でも、先ほども申し上げましたとおり、先ほども申し上げましたとおり、そういった先進的な工業地域に企業を優先的に誘致したいというところについては、近隣に係らず、例えば、藤沢市ですとか、綾瀬市、大和市といったところでも、同様の制度を設けているというところから、競争力を持つという観点においても、こういった制度が必要というふうに考えております。

○議長（小林哲雄）

小林秀樹委員。

○10番（小林秀樹）

10番、小林秀樹です。目的にあります産業の活性化はいいんですが、町民の雇用機会の創出及び拡大を図りということがございます。産業が進出してきましたと。さて、次は雇用なんですけれども、これが町民の雇用の機会の拡大ということでは、優遇策とか、そういう義務化を企業に求めるのでしょうか。今の段階での中身をもし想

定されれば、伺いたいと思います。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

現在、この条例を定めている中での全体的な制度設計の中では、来ていただく企業に対して、何らかの義務付けを持つとか、あるいは課すとか、あるいは何かの固定資産税減免のかわりにではないですけども、何かをお願いするといったことは考えておりません。

○議長（小林哲雄）

小林秀樹委員。

○10番（小林秀樹）

ということは、冒頭の目的の条文は一般的な条文として、この文言を掲げているというふうに解釈してよろしいですか。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

外形的にはそういうことになろうかと思いますが、現実問題として、開成町の町内に立地していただいた企業がわざわざ遠隔地から従業員を雇用するとは、なかなか現実的には考えにくいだろうと思いますので、そういった長期的な視点から捉えれば、開成町にとって、当然、住民の方にもそういった点での住民生活の向上に寄与するということは、一つの目的として合致しているというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

小林秀樹委員。

○10番（小林秀樹）

つい最近の報道で、小田原市に大きな配送センターができて、その雇用が1,000人だと報道されています。住民じゃなくとも、やはり新しい企業が来て、そこに雇用が創出するということは、非常に今の時代、皆さん期待していると思いますので、ぜひそういうことも含めて、この推進を図っていただきたいなというふうに思います。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

関連でちょっと質問いたします。近代的な企業は、オートメーション化する傾向にあります。南足柄でも某飲料メーカーは、あの規模に対して思ったほどの雇用が図れないということもあるのですが、その辺のところもちょっと注意する必要があるかと思うんですね。審査する上においても、その辺のところをよく吟味した形で審査して、本当に雇用が図れるかどうかということは十分検討すべきじゃないかと思います。

今の小田原の配送センターについては、人が介在するということで、雇用の創出に

はなるのですが、今回は製造というのがありますので、その部分については、企業も利益を追求しますから、人にかわって機械ということになりますので、そのところは十分注意していただきたいなというふうに思います。

○議長（小林哲雄）

回答はよろしいですか。

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

ご指摘の意味はよくわかります。特に南部地区につきましては、製造業もそうですが、あるいは富士フイルムの例にもありますように、研究開発型の企業のように、人が間違いなく介在する業種をできれば誘致させていただきたいと考えております。また、製造業につきましては、人がなかなか張りつかないといった状況においても、いわゆる設備機器については、それなりの投資が考えられるということで、固定資産税の増収にはつながってくるということも背景にはございますので、その辺を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田貴弘議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。最初に、今回の条例の施行日については、平成26年1月1日から施行するということになっております。この期日、今回のタイミングで、なぜこの条例を提出し、施行をするような計画にしたのか。

今、こういう景気の中で、世界状況は、日本状況も含めた中でわからない中で、ある意味、一步置いてタイミングを見るというのも一つの手という部分もあるし、先を見越して条例をつくっておいて企業を誘致するという、二つの部分の視点が見えるのかなというふうに考えられるのですが、実際、南部の区画整理のところの土地というのは、まだまだ地権者との話が確定していないという中で、先取りというのですか、そのような中で条例を制定していく。ある意味、急いでいるのかどうかという部分で、そこら辺の条例を制定する時期的なものというのを、今回、提案するに当たって、協議したのか。

逆に言えば、販売ないし賃借できる状態になった状態で、1回募集をかけてこなかったときに、この条例を制定して、減免措置をしているんだよというやり方もあると思うんですよ。そのような議論の中で最終的には判断されたから、今回出されているとは思いますが、そこら辺の議論、どういうふうにしたのか。そこら辺の経過、ちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（小林哲雄）

産業振興課長。

○産業振興課長（池谷勝則）

それでは、答えさせていただきます。まず、議論したかということに関しましては、

議論させていただきました。内容といたしましては、区画整理事業の完了が平成26年度ということになっておりますので、企業へのセールス、営業につきましては、その前年度、前々年度からスタートしないと、企業の動きというのはキャッチできないのではないかなということが一番大きい問題でございました。

今回、来年の1月1日から施行させることによって、この6カ月間で周知ができる。また、私たちもそれでPRをすることによって、企業のスタートの時点での、新年度のスタートの時点での営業に向けて、アピールができるのではないかとということで、来年1月1日からということで進めております。

来年1月1日から実施するということであれば、6カ月前の、この議会に載せさせていただきますして、皆様協議いただいて、成功させていただきたいと、このように考えております。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。確かにそういう議論をした中で、条例の施行日というものを決めていると思います。当然、これはやるからには成功するという部分でスタートすると思います。仮に26年1月から施行して、31年に効力を失うということで、この条例そのものは5年間で消えていく中で、仮に成果がなかった場合、企業誘致ができなかった場合、これはどのような感じで考えているのか。そういう想定の中では提案はしていないのかもしれないですが、やはり何でも今の状況の中でうまくいくとは限らないので、いかなかった場合の措置、第2段階として、どのような措置をしていくのかというところが、大変重要ではないのかなと思っています。

先ほどから同僚議員から出されている目的の中に、町民の雇用機会創出ということで拡大を図りということであってあります。小田原市、山北町では、地元雇用した場合には、20万とか、そういう奨励金を出しているのですか、条例の中に。また、その中には障害者雇用をした場合には、一人に対して10万を上限はあるんですが、出すというような制度を設けているみたいなんですが、そこら辺、今回は入れていないということで、例えば、第2弾でそういうようなものを入れていく考えがあるのかとか、あとまた、先ほどの5条の2項の部分で、町長が条件を言うことができるという中に、そこら辺の部分の条件が組み込むことができるのかどうか。雇用創出を狙う意味で、そこら辺の条例の内容の意図というものを聞きたいので、答弁のほうよろしくをお願いします。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

今回の企業立地促進に関する条例は、通常の一般的な条例と若干性質が異なるところがございまして、経済情勢の変化に伴って改正をする必要が出てくる可能性もあるだろうというふうに考えております。

本来、条例というのは、制度的な安定性を求めるものなんですけれども、そういったところとちょっと要素が違うかもしれません。

したがって、経済情勢の変化、あるいは雇用情勢の変化等によって、仮に余り考えたくはないんですけれども、この5年間で成果がうまく上がりづらいということであれば、その段階で、再度検証いたしまして、こういったところに課題があるのか、不足があるのか等を検証した中で、必要に応じて条例の改正をさせていただくとか、そういった中で新たな手段を講じていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

産業振興課長。

○産業振興課長（池谷勝則）

先ほど私の説明の中で、今回から来年の1月1日の施行にあわせると、周知期間6カ月と言いましたが、4カ月間ということになります。大変すみません。4カ月間の周知をさせていただくということで考えております。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。ただいま周知期間4カ月という中で、目いっぱい周知してもらって、いい企業を立地してもらって、雇用拡大をしてもらいたいなというふうにお願ひするところなんです。

先ほど、土地、建物については、また、減価償却資産なんかについては、当初3年間はただという、3年以降、4、5で2分の1という中で、逆に言えば、南部については、もともとがないところだから、プラスになると思うんですが、現況のそのほかの工業地域ですね。それに対しては、ある意味、マイナスになる部分も出てくるという答弁が、先ほど5,000万が2,500万というような数字を言われたと思うんですが、その中で減価償却資産というのが報告の中で出ているんですが、あれは確か減価償却5年、7年という償却期限があると思うんですが、仮に5年の場合というのは、要は5年間で3年間ゼロの、4、5が2分の1なわけだから、ある意味、その条例の優遇が終わった後に、償却が終わっちゃうというのでいいのか。そこら辺の減価償却まではそんなに考えていないよと。あくまでも土地と建物の固定資産の部分で今回は考えているよというのであれば、それはそれで。そこら辺の考え方を最後にお聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

一つの考え方として申し上げれば、減免の対象とする固定資産は、土地、家屋、償却資産全部含めます。したがって、仮に法定耐用年数が5年のものでありますれば、その間に償却が終われば、その部分については、固定資産税は課税にならないという

ことになろうかと思いますが、一般的に、いわゆる工場のそういった生産ライン等が法定耐用年数はもう少し長いのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑ございますか。

副町長。

○副町長（小澤 均）

南部のほうの工業系の用地の企業誘致の件ですね。こういった形で環境整備は整えているんですけれども、実態とすれば、南部の事業そのものは、もう26年度で終了するというふうな事業計画で立てているわけですから、事業そのものの中身として、いわゆる工業系の保留地の処分といったところについては、小田急電鉄が組合と小田急電鉄との間で、取り決めの中で処分をしていくということが方向性としては出ていくところですよ。

処分をする立場の小田急電鉄としても、それは積極的に、自社のそういうネットワークの中で動いていくでしょうし、また、町も産業立地ですとか、企業誘致ですとか、そういうふうな観点の中で、あらかじめ土地の用途指定をした中で都市計画決定をして、そこを工業系の用地として決めているわけですから、町もこの期間の中で企業誘致を積極的に動いていくと。それはあくまでもトップセールスを含めての中で決めていくというふうな姿勢で臨んでいくというふうにしなければいけないと認識しております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

お諮りします。質疑を打ち切り、討論を省略して、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第45号 開成町企業の立地促進等に関する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立多数によって、可決いたしました。